

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しているものの、旧姓の通称使用の法制化及び選択的夫婦別姓の問題は、時代や社会の変化に伴い日本社会において大きな話題となっている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めているが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていない。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛は解消されず、根本的な解決策にはならないほか、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘されている。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ結婚前の氏を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたって行われてきた。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方で、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論じられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのような中、令和6年6月、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言した。同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。

よって、法制審議会の答申から30年近くを経た今、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現、基本的人権の尊重、世論の動向や最高裁の判断趣旨も踏まえた、選択的夫婦別姓制度の国民理解と制度化に向けた積極的な議論の促進を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

京都府精華町議会
議長 岡本 篤

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、女性活躍担当大臣